

筑波山地域ジオパーク認定商品募集要項

(1) 申請資格

下記の1～3のいずれかと(2)の必須条件1、2を満たしている商品とします。

1. 食材・素材については、筑波山地域6市内で生産されたものが含まれていること。
2. 事業所が筑波山地域6市内にあり、生産・製造・調理・加工等のいずれかを行っていること。
3. 筑波山や霞ヶ浦などの筑波山地域ジオパークをイメージ出来る商品であり、そのパッケージが筑波山地域ジオパークとの関連を表現したデザインであること。

(2) 必須条件

1. 筑波山地域ジオパークの特徴的な地形や地質、歴史、文化、生態などとの関連が語れる“ストーリー”性のある商品（既存商品も可）であること。
2. 商品価値に優れ、一定の品質を保持できる体制（材料の仕入れ手段、生産手段、販売手段、調理手段、第三者からのクレーム等への対応）を有していること。さらに、食品衛生法及び、生産・販売・調理に関する法令に遵守され、衛生管理及び品質管理、消費者保護に細心の注意を払っていること。

(3) 認定方法及び結果について

筑波山地域ジオブランド認定審査会により認定の可否を決定し、申請者に通知を行うものとします。

(4) 認定期間

認定期間については認定の日から3年間とし、その後は3年ごとの更新制とします。

(5) 認定の表示に関する費用

商品の容器、包装又はメニューに印刷する場合は無料とし、認定シールを購入する場合には1,000枚につき500円を筑波山地域ジオパーク推進協議会へ納付するものとします。

(6) 申請方法

筑波山地域ジオパーク推進協議会ホームページより、「筑波山地域ジオブランド認定申請書（様式第1号）」をダウンロードし内容を記入後、下記応募先へお申し込みください。

(7) 申請期間

平成30年4月16日(月)から平成30年6月18日(月)まで

(8) 注意事項

1. 申請書類の返却はいたしません。
2. 申請した商品が認定された場合、メディアなどの取材記事・報道に使用することを予め承諾するものとし、その内容については筑波山地域ジオパーク推進協議会に一任いただくものとします。

お問い合わせ・応募先

筑波山地域ジオパーク推進協議会 地域振興部会事務局
桜川市経済部商工観光課 Tel.0296-55-1159

応募先 ※応募のみ

- つくば市ジオパーク室 ☎029-883-1111(代)
- 石岡市観光課 ☎0299-43-1111(代)
- 笠間市商工観光課 ☎0296-77-1101(代)
- 土浦市商工観光課 ☎029-826-1111(代)
- かすみがうら市観光商工課 ☎029-897-1111(代)